

改正案

現行

<p>（検査記録事項の自動車登録ファイル等への記録） 第七条（略） 2 永久抹消登録、輸出抹消仮登録又は一時抹消登録をした自動車に係る検査記録事項は、保存記録ファイルに記録する。</p>	<p>（検査記録事項の自動車登録ファイル等への記録） 第七条（略） 2 まつ消登録をした自動車に係る検査記録事項は、保存記録ファイルに記録する。</p>
<p>3 （略） 4 自動車登録令第六条第一項及び第四項の規定は軽自動車検査ファイルについて、前三項の規定は軽自動車検査ファイルに検査対象軽自動車に係る検査記録事項を記録する場合について準用する。この場合において、自動車登録令第六条第四項中「国土交通大臣」とあるのは「国土交通大臣（法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会）」と、第二項中「永久抹消登録、輸出抹消仮登録又は一時抹消登録をした」とあるのは「自動車検査証が返納された」と、前二項中「検査記録事項」とあるのは「検査記録事項その他国土交通省令で定める事項」と読み替えるものとする。</p>	<p>3 （略） 4 自動車登録令第六条第一項及び第四項の規定は二輪自動車検査ファイルに、前三項の規定は二輪自動車検査ファイルに二輪の小型自動車に係る検査記録事項を記録する場合について準用する。</p>
<p>5 自動車登録令第六条第一項及び第四項の規定は二輪自動車検査ファイルについて、第一項から第三項までの規定は二輪自動車検査ファイルに二輪の小型自動車に係る検査記録事項を記録する場合について準用する。この場合において、第二項中「永久抹消登録、輸出抹消仮登録又は一時抹消登録をした」とあるのは「自動車検査証が返納された」と、同項及び第三項中「検査記録事項」とあるのは「検査記録事項その他国土交通省令で定める事項」と読み替えるものとする。</p>	<p>4 自動車登録令第六条第一項及び第四項の規定は二輪自動車検査ファイルに、前三項の規定は二輪自動車検査ファイルに二輪の小型自動車に係る検査記録事項を記録する場合について準用する。</p>
<p>6 自動車登録令第四十八条の規定は、法第六十九条の三において準用する法第十八条第三項の規定により所有者の変更について軽自動車検査ファイル又は二輪自動車検査ファイルに記録を受けようとする場合について準用する。</p>	<p>（権限の委任） 第十条（略） 一 法第二章（第六条第二項、第二十四条第一項、第二十九条及び第三</p>
<p>（権限の委任） 第十条（略） 一 法第二章（第六条第二項、第十五条の二第三項（法第十六条第七項</p>	<p>（権限の委任） 第十条（略） 一 法第二章（第六条第二項、第二十四条第一項、第二十九条及び第三</p>

及び第六十九条の二第五項において準用する場合を含む。）、第二十四
四第一項、第二十九條及び第三十條を除く。）、第四十三條第二項
及び第五章（第六十三條第一項、第六十三條の二（第三項を除く。）、
第六十三條の三、第六十三條の四第一項、第七十二條第二項、第七
十四條第一項、第七十四條の三、第七十五條第一項、第五項及び第六
項並びに第七十五條の二第一項、第五項及び第六項を除く。）、に規定
する国土交通大臣の権限（次号から第四号までに掲げるものを除く。
） 自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長

二 法第十一條第三項及び第五項、第十五條の二第四項（法第十六條第
七項及び第六十九條の二第五項において準用する場合を含む。）及び
第五項、第十六條第三項、第五項、第六項及び第八項、第十八條第三
項（法第六十九條の三において準用する場合を含む。）、第二十二條
第一項、第六十二條第一項及び第二項（法第六十三條第三項において
準用する場合を含む。）、第六十三條第二項及び第五項、第六十六條
第二項（第二号に係る部分（構造等変更検査に係るものを除く。）に
限る。）、第六十九條の二第一項、第三項本文、第四項及び第六項、
第七十一條第一項及び第二項、第七十一條の二第一項（新規検査に係
るものを除く。）、同條第二項において準用する法第五十四條第四項
並びに第七十二條の三に規定する国土交通大臣の権限並びにこれらの
権限に係る法第七十二條第一項に規定する国土交通大臣の権限 最寄
りの地方運輸局長

三 法第十八條第一項（法第六十九條の三において準用する場合を含む
。）、に規定する国土交通大臣の権限 一時抹消登録の申請又は自動車
検査証の返納が行われた時における当該自動車の使用の本拠の位置を
管轄する地方運輸局長（法第十八條第三項（法第六十九條の三におい
て準用する場合を含む。）の規定により当該自動車の所有者の変更が
自動車登録ファイル（二輪の小型自動車にあつては、二輪自動車検査
ファイル）に記録された場合にあつては、新所有者の住所地を管轄す
る地方運輸局長）

四（略）

2（略）

一～三（略）

四 前項第三号の規定により地方運輸局長に委任された権限 一時抹消
登録の申請又は自動車検査証の返納が行われた時における当該自動車

十條を除く。）、第四十三條第二項及び第五章（第六十三條第一項、
第六十三條の二第一項及び第三項、第六十三條の三、第六十三條の四
第一項、第七十二條第二項、第七十四條第一項、第七十四條の三、第
七十五條第一項、第五項及び第六項並びに第七十五條の二第一項、第
五項及び第六項を除く。）、に規定する国土交通大臣の権限（次号及び
第三号に掲げるものを除く。） 自動車の使用の本拠の位置を管轄す
る地方運輸局長

二 法第十一條第三項及び第五項、第二十二條第一項、第六十二條第
一項及び第二項（法第六十三條第三項において準用する場合を含む。）、
第六十三條第二項及び第五項、第六十六條第二項（第二号に係る部
分（構造等変更検査に係るものを除く。）に限る。）、第七十一條第
一項及び第二項、第七十一條の二第一項（新規検査に係るものを除く
。）並びに同條第二項において準用する法第五十四條第四項に規定す
る国土交通大臣の権限並びにこれらの権限に係る法第七十二條第一項
に規定する国土交通大臣の権限 最寄りの地方運輸局長

三（略）

2（略）

一～三（略）

の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長（法第十八条第三項（法第六十九条の三において準用する場合を含む。）の規定により当該自動車の所有者の変更が自動車登録ファイル（二輪の小型自動車にあつては、二輪自動車検査ファイル）に記録された場合に
あつては、新所有者の住所地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長

3
6
（略）

3
6
（略）

改正案

現行

<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第三章 登録等の手続</p> <p> 第一節（略）</p> <p> 第二節 自動車の登録等（第三十九条 第四十八条）</p> <p> 第三節（略）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この政令は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）による自動車の登録等及び自動車抵当法（昭和二十六年法律第八十七号）による自動車の抵当権の登録に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（自動車登録ファイル等）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 現在記録ファイルには、自動車に関する登録に係る登録事項で現に効力を有すべきもの及び道路運送車両法第十五条の二第一項ただし書の届出に関する事項その他の国土交通省令で定める事項を記録する。</p> <p>3 保存記録ファイルには、現在記録ファイルに記録した自動車に関する登録に係る登録事項で抹消したものと並びに道路運送車両法第十六条第二項及び第五項本文の届出に関する事項その他の国土交通省令で定める事項を記録する。</p> <p>4（略）</p> <p>（電子情報処理組織）</p> <p>第七条 道路運送車両法第六条第一項の電子情報処理組織（以下単に「電子情報処理組織」という。）により自動車登録ファイルにする登録等（登録並びに前条第二項及び第三項の国土交通省令で定める事項の記録そ</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第三章 登録手続</p> <p> 第一節（略）</p> <p> 第二節 自動車の登録（第三十九条 第四十八条）</p> <p> 第三節（略）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この政令は、道路運送車両法による自動車の登録及び自動車抵当法による自動車の抵当権の登録に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（自動車登録ファイル等）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 現在記録ファイルには、自動車に関する登録に係る登録事項で現に効力を有すべきものを記録する。</p> <p>3 保存記録ファイルには、現在記録ファイルに記録した自動車に関する登録に係る登録事項で抹消したものとその他自動車に関する登録に係る登録事項で国土交通省令で定めるものを記録する。</p> <p>4（略）</p> <p>（電子情報処理組織）</p> <p>第七条 道路運送車両法第六条第一項の電子情報処理組織（以下単に「電子情報処理組織」という。）により自動車登録ファイルにする登録に関する事務の処理は、オンライン・リアルタイム処理方式による。ただし</p>
--	--

他の自動車登録ファイルの正確な記録を確保するための措置をいう。
以下同じ。)に関する事務の処理は、オンライン・リアルタイム処理方式による。ただし、同法第二十二条第一項の規定による登録事項等証明書の交付に関する事務で国土交通省令で定めるものの処理については、この限りでない。

2 自動車登録ファイルにする登録等に関する事務の処理のための電子情報処理組織への入力はOCR(光学的文字読取装置をいう。)を用いて行い、その出力は印字することにより行う。

(登録等事項の略号化)

第七条の二 自動車登録ファイルの登録等に関する事項(以下「登録等事項」という。)の一部は、国土交通省令で定めるところにより、略号にして記録することができる。

(登録等事項の表示に用いる文字等)

第八条 自動車登録ファイルの登録等事項は、漢字、平仮名、片仮名、アラビア数字、ローマ字及び国土交通省令で定める記号により表示する。

第三章 登録等の手続

(単独申請)

第十一条 判決による登録、相続その他の一般承継による登録並びに自動車の新規登録、永久抹消登録、輸出抹消仮登録及び一時抹消登録は、登録権利者だけで申請することができる。

(行政区画の名称等の変更)

第二十四条 行政区画又は土地の名称の変更があつたときは、当該行政区画又は土地の名称に係る登録等は、変更後の行政区画又は土地の名称に変更されたものとみなす。

(自動車登録ファイルの登録等の回復)

第三十六条の二 国土交通大臣は、自動車登録ファイルの登録等事項の記録の全部又は一部が滅失したときは、副自動車登録ファイルの記録により登録等の回復をする。

、同法第二十二条第一項の規定による登録事項等証明書の交付に関する事務で国土交通省令で定めるものの処理については、この限りでない。

2 自動車登録ファイルにする登録等に関する事務の処理のための電子情報処理組織への入力はOCR(光学的文字読取装置をいう。)を用いて行い、その出力は印字することにより行う。

(登録事項の略号化)

第七条の二 自動車登録ファイルの登録事項の一部は、国土交通省令で定めるところにより、略号にして記録することができる。

(登録事項の表示に用いる文字等)

第八条 自動車登録ファイルの登録事項は、漢字、平仮名、片仮名、アラビア数字、ローマ字及び国土交通省令で定める記号により表示する。

第三章 登録手続

(単独申請)

第十一条 判決による登録、相続その他の一般承継による登録並びに自動車の新規登録及びまつ消登録は、登録権利者だけで申請することができる。

(行政区画の名称等の変更)

第二十四条 行政区画又は土地の名称の変更があつたときは、当該行政区画又は土地の名称に係る登録等は、変更後の行政区画又は土地の名称に変更されたものとみなす。

(自動車登録ファイルの登録の回復)

第三十六条の二 国土交通大臣は、自動車登録ファイルの登録事項の記録の全部又は一部が滅失したときは、副自動車登録ファイルの記録により登録の回復をする。

2 国土交通大臣は、副自動車登録ファイルの記録がないため第一項の規定により登録等の回復をすることができないときは、記録の滅失した自動車の範囲及び登録等の回復の申請をすることができる期間（三月を下らない期間とする。）を告示する。

3 前項の規定により告示された範囲の自動車に係る登録名義人（一時抹消登録を受けた自動車にあつては、当該一時抹消登録の申請が行われた時における当該自動車の所有者又は道路運送車両法第十八条第三項の規定により当該自動車の新所有者として記録を受けた者）は、同項の規定により告示された期間内に、運輸監理部長又は運輸支局長に対し、登録等の回復の申請をすることができる。

4 運輸監理部長又は運輸支局長は、前項の申請に基づき、登録等の回復をする。

5 (略)

6 第一項の規定により登録等の回復をするまでの間における自動車に関する登録等は、副自動車登録ファイルに行うものとする。この場合においては、副自動車登録ファイルを自動車登録ファイルとみなす。

(申請書等の記載)

第三十七条 申請書その他登録等の申請又は届出に関する書面を作成する場合には、文字、記号等を明確に記載しなければならない。

2 (略)

(国土交通省令への委任)

第三十八条 この政令に定めるもののほか、自動車に関する登録等の実施及び登録等の回復に関して必要な事項は、国土交通省令で定める。

第二節 自動車の登録等

(解体報告記録)

第四十六条 道路運送車両法第十五条第一項の政令で定める記録は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第八十一条第九項の規定により解体業者（同法による解体業者をいう。以下同じ。）が解体自動車全部利用者（同法による解体自動車全部利用者をいう。以下同じ。）に解体自動車（同法による解体自動車をいう。以下

2 国土交通大臣は、副自動車登録ファイルの記録がないため第一項の規定により登録の回復をすることができないときは、記録の滅失した自動車の範囲及び登録の回復の申請をすることができる期間（三月を下らない期間とする。）を告示する。

3 前項の規定により告示された範囲の自動車に係る登録名義人は、同項の規定により告示された期間内に、運輸監理部長又は運輸支局長に対し、登録の回復の申請をすることができる。

4 運輸監理部長又は運輸支局長は、前項の申請に基づき、登録の回復をする。

5 (略)

6 第一項の規定により登録の回復をするまでの間における自動車に関する登録は、副自動車登録ファイルに行うものとする。この場合においては、副自動車登録ファイルを自動車登録ファイルとみなす。

(申請書等の記載)

第三十七条 申請書その他登録の申請に関する書面を作成する場合には、文字、記号等を明確に記載しなければならない。

2 (略)

(国土交通省令への委任)

第三十八条 この政令に定めるもののほか、自動車に関する登録の実施及び登録の回復に関して必要な事項は、国土交通省令で定める。

第二節 自動車の登録

第四十六条 削除

同じ。)を引き渡したとき(当該解体自動車全部利用者に当該解体自動車を引き渡すために行う運搬を他人に委託する場合にあつては、当該解体自動車の運搬を受託した者に当該解体自動車を引き渡したとき)、又は同条第十項の規定により破砕業者(同法による破砕業者をいう。)が解体業者から解体自動車を引き取つたときにおける情報管理センターに対する報告の記録とする。

(抵当自動車の輸出抹消仮登録等)

第四十七条 運輸監理部長又は運輸支局長は、抵当自動車について輸出抹消仮登録又は一時抹消登録の申請を受理した場合において、自動車抵当法第十六条後段の規定により通知をしたときは、その旨の登録をしなければならぬ。

2 運輸監理部長又は運輸支局長は、自動車抵当法第十七条第二項の規定により抵当権の実行の手続をすることができる期間内に競売の申立てがなかつたときは、輸出抹消仮登録又は一時抹消登録をし、その旨を登録権利者に通知する。

3 運輸監理部長又は運輸支局長は、自動車抵当法第十七条第二項の規定により抵当権の実行の手続をすることができる期間内に競売に係る差押えの登録の嘱託があり、これに基づきその登録をした場合において、競売申立ての取下げ又は競売手続の取消決定によるその登録の抹消の嘱託があり、これに基づきその登録を抹消したときは、その期間経過後輸出抹消仮登録又は一時抹消登録をし、その旨を登録権利者に通知する。

4 運輸監理部長又は運輸支局長は、自動車抵当法第十七条第四項の規定により輸出抹消仮登録又は一時抹消登録の申請がなかつたものとみなされた自動車について、競売に係る代金納付による移転登録の嘱託があり、これに基づきその登録をするときは、併せて、第一項の登録を抹消しなければならぬ。

(一時抹消登録後の所有者の変更に係る記録の申請)

第四十八条 道路運送車両法第十八条第三項の規定により所有者の変更について自動車登録ファイルに記録を受けようとする新所有者は、申請書に、当該自動車の所有権を証明するに足る書面その他の国土交通省令で

第四十七条 削除

(抵当自動車の抹消登録等)

第四十八条 運輸監理部長又は運輸支局長は、抵当自動車について道路運送車両法第十六条第一項の規定による抹消登録の申請を受理した場合において、自動車抵当法第十六条後段の規定により通知をしたときは、その旨の登録をしなければならぬ。

2 運輸監理部長又は運輸支局長は、自動車抵当法第十七条第二項の規定により抵当権の実行の手続をすることができる期間内に競売の申立てがなかつたときは、抹消登録をし、その旨を登録権利者に通知する。

3 運輸監理部長又は運輸支局長は、自動車抵当法第十七条第二項の規定により抵当権の実行の手続をすることができる期間内に競売に係る差押えの登録の嘱託があり、これに基づきその登録をした場合において、競売申立ての取下げ又は競売手続の取消決定によるその登録の抹消の嘱託があり、これに基づきその登録を抹消したときは、その期間経過後抹消登録をし、その旨を登録権利者に通知する。

4 運輸監理部長又は運輸支局長は、自動車抵当法第十七条第四項の規定により抹消登録の申請がなかつたものとみなされた自動車について、競売に係る代金納付による移転登録の嘱託があり、これに基づきその登録をするときは、併せて、第一項の登録を抹消しなければならぬ。

2| 定める書面を添えて提出しなければならない。
前項の申請書の様式及び記載方法は、国土交通省令で定める。

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令（昭和二十二年政令第二百六十八号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十五条の二（略）</p> <p>一 自動車検査証の交付等（法第八条第二項第二号に規定する自動車検査証の交付等をいう。以下同じ。）を受けた自動車のうち登録（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第四条に規定する登録をいう。）を受けたもの 当該自動車に係る抹消登録（同法第十五条に規定する永久抹消登録又は同法第十六条第二項に規定する一時抹消登録をいう。）を受けたことについての証明書の交付を同法の定めるところにより受けていること。</p> <p>二・三（略）</p>	<p>第十五条の二（略）</p> <p>一 自動車検査証の交付等（法第八条第二項第二号に規定する自動車検査証の交付等をいう。以下同じ。）を受けた自動車のうち登録（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第四条に規定する登録をいう。）を受けたもの 当該自動車に係る抹消登録（同法第十五条第一項又は第十六条第一項に規定する抹消登録をいう。）を受けたことについての証明書の交付を同法の定めるところにより受けていること。</p> <p>二・三（略）</p>

改正案	現行
<p>（都道府県知事への通知） 第十三条（略）</p> <p>2 国土交通大臣は、前項に規定する建設機械について道路運送車両法第十五条の規定による永久抹消登録、同法第十五条の二第二項の規定による輸出抹消仮登録又は同法第十六条第二項の規定による一時抹消登録をしたときは、遅滞なく、各都道府県知事に必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>附則 （都道府県知事への通知） 第十三条第二項の規定は、国土交通大臣が法附則第四項に規定する建設機械について道路運送車両法第十五条の規定による永久抹消登録、同法第十五条の二第二項の規定による輸出抹消仮登録又は同法第十六条第二項の規定による一時抹消登録をした場合に準用する。</p>	<p>（都道府県知事への通知） 第十三条（略）</p> <p>2 国土交通大臣は、前項に規定する建設機械について道路運送車両法第十五条又は第十六条の規定による抹消登録をしたときは、遅滞なく、各都道府県知事に必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>附則 （都道府県知事への通知） 第十三条第二項の規定は、国土交通大臣が法附則第四項に規定する建設機械について道路運送車両法第十五条又は第十六条の規定による抹消登録をした場合に準用する。</p>

改正案	現行
<p>（道路運送車両法等関係） 第二十一条（略）</p> <p>2 法の施行の際沖縄法の規定により登録を受けている自動車で本土法の小型特殊自動車に該当するもの（以下この条において「登録小型特殊自動車」という。）は、自動車に係る登録に関する同法その他の本邦の法令の規定の適用については、本土法の軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車とみなす。ただし、同法第十五条の規定による永久抹消登録、同法第十五条の第二項の規定による輸出抹消仮登録又は同条第五項若しくは同法第十六条第二項の規定による一時抹消登録がされたものについては、この限りでない。</p>	<p>（道路運送車両法等関係） 第二十一条（略）</p> <p>2 法の施行の際沖縄法の規定により登録を受けている自動車で本土法の小型特殊自動車に該当するもの（以下この条において「登録小型特殊自動車」という。）は、自動車に係る登録に関する同法その他の本邦の法令の規定の適用については、本土法の軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車とみなす。ただし、同法の規定によりまつ消登録がされたものについては、この限りでない。</p>